

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市への定住の意思を持つ若者、子育て世帯及びテレワーカーが市内に住宅を確保するための支援を行い、本市への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、住宅の確保をするための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 国又は地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）
 - イ 給与住宅
 - ウ 賃借人及びその世帯構成員の3親等内の親族が所有する住宅
- (2) 給与住宅 会社、国、地方公共団体等がその社員、職員等を居住させる目的で貸与する社宅、寮等の住宅をいう。
- (3) 家賃 賃貸借契約で定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の市長が適当でないと認める費用を除く。
- (4) 住宅手当 住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (5) 若者 本市への転入日において40歳未満である者をいう。
- (6) 子育て世帯 中学校を卒業する前の者が属する世帯をいう。
- (7) テレワーカー 次のアからウまでの全てに該当する者をいう。
 - ア 移住して住宅等で情報通信技術を利用して事業場外における勤務を行う者
 - イ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市に移住した者
 - ウ 本市を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行う者

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第5第2項の規定による認定の申請を行う日からおおむね3年以上本市に定住する意思を持つ者であること。
- (2) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に本市に転入した者であって、次のいずれかに該当するもの（当該転入日前3年以内に県内に住所を有していた者を除く。）であること。
 - ア 若者
 - イ 子育て世帯の構成員
 - ウ テレワーカー
- (3) 本市内に所在する賃貸住宅の賃借人であること。
- (4) 前号の賃貸住宅の所在地において交付対象者及びその世帯構成員が本市の住民

基本台帳に登録され、現に居住していること。ただし、交付対象者及びその世帯構成員が前号の賃貸住宅の所在地において本市の住民基本台帳に登録がないことについて、特別な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (5) 交付対象者及びその世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと。
- (6) 交付対象者が本市の住民基本台帳に登録のある者と婚姻したことによる転入でないこと。
- (7) 交付対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (8) 交付対象者及びその世帯構成員が市税を滞納していないこと。
- (9) 交付対象者及びその世帯構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。
- (10) 交付対象者が国家公務員又は地方公務員（これらに準ずる者を含む。）でないこと。
- (11) この要綱による交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）について、国、県又は市による他の補助金等の交付を受けていないこと。

（対象経費及び補助率等）

第4 対象経費は、交付対象者及びその世帯構成員が居住する賃貸住宅の家賃とする。

2 対象経費に係る期間（以下「対象期間」という。）は、交付対象者が認定を受けた日の属する月の翌月の初日（当該認定を受けた日が月の初日であるときは、その日）から連続する2年間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象経費としない。

- (1) 交付対象者及び世帯構成員に支給される住宅手当
- (2) その他市長が適当でないとする経費

4 補助金の補助率及び補助限度額は、対象経費の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1月につき2万円を限度とする。この場合において、対象経費の額は月割りその他市長が適当と認める方法により計算する額を用いるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、交付対象者が第3各号の要件を満たさなくなったときは、当該日をもって対象期間は終了するものとする。

（認定申請等）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする市内の賃貸住宅について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により認定を受けようとする者は、長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金同意書兼誓約書（様式第2号）

- (2) 交付対象者及びその世帯構成員の住民票の写し（続柄の記載があるものに限る。）
 - (3) 賃貸借契約書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項に規定する申請書等は、本市に転入した日から3月以内に提出しなければならない。ただし、令和4年4月1日から令和4年6月30日までに転入した者においては、令和4年8月31日までに提出するものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、認定の可否を決定し、その旨を第2項に規定する申請書等を提出した者に通知するものとする。
- （認定の変更等）
- 第6 第5第4項の規定による認定を受けた者（次項において「認定者」という。）は、当該認定の内容を変更し、又は認定の廃止をしようとするとき（第8第2項に規定する場合を除く。）は、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申請し、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、認定者が偽りその他不正な手段により第5第4項の規定による認定を受けた場合、認定者が第7第3項に規定する提出期限までに同第7第1項及び第2項に規定する申請書等を提出しない場合その他市長が適当でないと認める場合は、第5第4項の規定による認定を取り消すことがある。
- （交付申請等）
- 第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付申請書（様式第3号）によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 市税の納付確認に関する同意書（補助金の交付の申請を行う年度が第5第4項の規定による認定を受けた年度と異なる場合に限る。）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。
- (1) 交付申請を行う日が認定を受けた日（以下「認定日」という。）と同じ年度である場合 認定日の属する月の翌月の初日（認定日が月の初日である時はその日）
 - (2) 交付申請を行う日が認定日と異なる年度である場合 当該交付申請を行う年度の4月1日
- （補助事業の内容の変更等）
- 第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 交付内容を変更しようとするとき 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）及び市長が必要と認める書類
 - (2) 交付を廃止しようとするとき 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金廃止承認申請書（様式第5号）及び市長が必要と認める書類

2 前項の申請について、市長が補助事業の変更又は廃止の承認をした場合において、第5第4項の規定による認定は、これに伴い変更がされ、又は廃止の承認をしたものとみなす。

(実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金住宅手当支給等証明書(様式第7号)

(2) 家賃の領収書その他の家賃の支出が確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の交付請求書)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。